

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 経済部が産業創新条例第 10 条の 1 を改正予告 スマートマシン・5G の投資税額控除適用期間を 2024 年末まで延長し、サイバーセキュリティ製品・ サービスの投資税額控除適用規定を追加

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

経済部はこのほど、「産業創新条例」第 10 条の 1 の条文改正を予告しました。改正前後の比較は、以下のとおりです。

投資税額控除項目	改正前適用期間	改正後適用期間
スマートマシン	2019/1/1-2021/12/31	2019/1/1-2024/12/31
第 5 世代移動通信システム(5G)	2019/1/1-2022/12/31	2019/1/1-2024/12/31
サイバーセキュリティ製品またはサービス [注]	不適用	2022/1/1-2024/12/31

[注]：サイバーセキュリティ製品またはサービスには、サイバーシステムまたは情報セキュリティ侵害を防止し、その機密性、完全性、可用性を確保するための以下が含まれます。

端末およびモバイルデバイス保護ハードウェア、ソフトウェア、技術または技術サービス（ウイルス対策、ハッカー対策、悪意のあるプログラム対策、個人識別、アクセス管理な

ど)、ネットワーク・セキュリティ保護ハードウェア、ソフトウェア、技術または技術サービス（ファイアウォール、侵入検知システム、統合脅威管理、IoT の暗号化モジュール、産業用制御性システムのサイバーセキュリティなど）、データおよびクラウドセキュリティ保護ハードウェア、ソフトウェア、技術または技術サービス（メールセキュリティ、コンテンツフィルタリング、データ暗号化など）、および端末、ネットワーク、クラウド間のサイバーセキュリティ技術サービス（セキュリティオペレーション、サイバー攻撃の通報、サイバー攻撃対応処理、侵入テスト、脆弱性テスト、サイバー防衛訓練など）。

#### 勤業衆信の見解

- ・ 投資税額控除の適用範囲は、同一課税年度内における支出合計で、新台幣ドル 100 万元以上、10 億元以下です。営利事業は、2021 年度のスマートマシンまたは 5G システムに係る支出がすでに新台幣ドル 10 億元を超えている場合や引き続き支出が見込まれる場合、または 2021 年度に新たにサイバーセキュリティ製品・サービスに係る支出の追加が予定されている場合、租税優遇措置をフル活用するため、2022 年度への支出の繰り延べを検討することが望まれます。
- ・ 営利事業は、当該投資税額控除の適用期間内（2024 年末まで）に、関連の資本的支出の計画および節税効果の評価を早めに行う必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

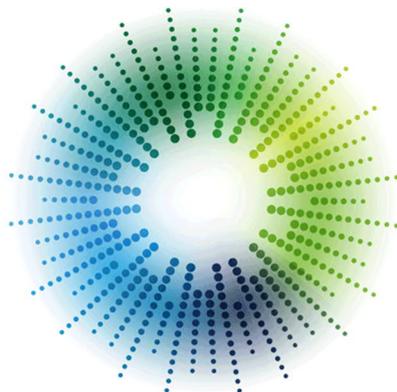
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。



## 日商組新聞稿

<Tax>

經濟部預告修正「產業創新條例」第十條之一，  
延長智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減之  
適用年限至 113 年底，並增列資通安全產品或  
服務投資抵減之適用規定

經濟部預告修正「產業創新條例」第十條之一，[修法草案條文對照表](#)，修法前後比較如下：

投資抵減項目	修法前適用期限	修法後適用期限
智慧機械	108/1/1-110/12/31	108/1/1-113/12/31
第五代行動通訊系統 (5G)	108/1/1-111/12/31	108/1/1-113/12/31
資通安全產品或服務 [註]	不適用	111/1/1-113/12/31

[註]：資通安全產品或服務係包含終端與行動裝置防護硬體、軟體、技術或技術服務（如防毒、防駭、防惡意程式、身分識別、存取權限管理等）、網路安全維護硬體、軟體、技術或技術服務（如防火牆、入侵偵測系統、整合式威脅管理系統、物聯網加密模組、工業控制系統資安等）及資料與雲端安全維護硬體、軟體、技術或技術服務（如電子郵件安全、內容過濾、資料加密等），及跨終端、網路、雲端之資通安全技術服務（如資安監控服務、資安事件通報服務、攻擊事件應變處理服務、滲透測試、弱點掃描、攻防演

練等) · 以防止資通系統或資訊遭受侵害 · 確保其機密性、完整性及可用性。

### 勤業眾信觀點

- 前項投資抵減之適用範圍為於同一課稅年度內合計支出達新臺幣一百萬元以上、十億元以下 · 營利事業如於 110 年度之智慧機械或第五代行動通訊系統 (5G) 支出已超過新臺幣十億元又持續有規劃支出 · 或 110 年預計新增資通安全產品或服務支出 · 可考慮將支出遞延至 111 年 · 以充分利用租稅優惠。
- 營利事業應於本項投資抵減適用年限內 (113 年底前) 即早規劃相關資本支出及評估節稅效果。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL") · 以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體 · DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司 · 也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員 · 皆為具有獨立法律地位之個別法律實體 · 提供來自 100 多個城市的服務 · 包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成 · 僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱" Deloitte 聯盟" ) 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前 · 請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人 · Deloitte 聯盟之任一實體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利